

## 【別紙 1】

### タイムチャージの上限額，着手金・報酬金の計算方法について

当事務所では，刑事事件および一般民事事件，家事事件の弁護士報酬（費用）を着手金・報酬金方式もしくはタイムチャージでお受けしており，タイムチャージでご契約いただく場合にはご契約 1 件ごとに上限額を設定しております。

以下に記載する金額は，全て消費税 10%を含めた金額です。

#### タイムチャージとは

タイムチャージとは弁護士が実際に業務を行った時間に対してお支払いいただく費用です。

当事務所では 1 時間あたり，ひらばり中野法律事務所報酬基準第 7 条(5)記載の費用を，1 分単位で計算して月ごと（起訴前の刑事事件に関しては週ごと）にご請求いたします。

#### 費用が発生する業務内容

- ・ご依頼者様とのお打合せ（電話等を含みます）
  - ・調査（裁判例や文献を調べたり，相手方その他関係者から提出された書面やご依頼者様からお預かりした資料を読んで検討したりする時間です）
  - ・書面作成（検察や警察，裁判所や相手方に提出するものです）
  - ・検察や警察，相手方その他関係者との交渉（電話等を含みます）
- などがあります。

事件等の終了まで責任を持って業務を行いますが，上限を超えた部分に関してはタイムチャージはご請求いたしません。

ただし契約時と著しく状況が変わった場合には，ご依頼者様とご相談の上，上限額を変更する場合があります。

（例えば受任時のご説明が事実と著しく異なっていたり，刑事事件であとから被害者が増えて被害弁償や示談をする件数が増えた場合，また，相続や夫婦の問題で受任時に把握していなかった財産や負債，関係者の存在があとから判明した場合など。）

また，以下の内容は事件処理のために必要な業務からは除外し，回数が多い場合には上限に含めないことがあります。

- ・日用品の差し入れ等のための面会
- ・ご依頼者様のご要望での面会 等

#### 当事務所におけるタイムチャージの上限額の考え方

当事務所で定めるタイムチャージの上限額は、平成 16 年に廃止された日本弁護士連合会弁護士報酬基準（※1）を基にして計算しています。

ご依頼の内容に対し、上記基準で計算した着手金・報酬金の合計額に相当する額です。

あくまで上限額ですので、例えば通常弁護士がご依頼者様に詳しく事情をお伺いして作成しているご本人の反省文やご家族の嘆願書などをご依頼者様がご自身で用意したり、必要書類の取寄せなどをご自分でなさることで、弁護士報酬を抑えることも可能です。

ご依頼者様がご自身で事件等についてのまとめや資料をご用意してくださるだけでも弁護士が事件の概要を把握しやすくなり、その分弁護士の作業量を減らすことができます。

もちろん書面の作成から警察署や検察庁への付添いまで、弁護士が最大限手厚くサポートすることも可能であり、当事務所としても力を入れているところです。

また、極力ご自分で事件等に対応なさりたいということであれば、ご契約まではせず、その都度法律相談（10分ごとに税込 1815 円）という形を取ることも可能です。

#### （※1）

従来は弁護士報酬に全国一律の基準がありました。

着手金・報酬金の計算方法は後記の通り。

ただし、一般民事事件の着手金の最低額のみ従来の 11 万円を変更し、26 万 4000 円とします。

#### タイムチャージのメリット

前の項でご説明したように、ご自身がどの程度ご準備されるか、弁護士にお任せいただくかの方針をその都度お選びいただくことにより、ご依頼者様が費用を調整しやすくなります。

内容によってはどうしてもご依頼者様にお任せをすることが出来ない部分があるのですが、積極的に事件等に関わりたいご依頼者様にとっては費用面でも有利になるのではないのでしょうか。

数回の交渉で解決するような事案であれば弁護士報酬が思いのほか低額で済んでしまうということも、タイムチャージならではのメリットです。

また、弁護士から見てご依頼者様にあまり有利ではない場合であっても、どうしても納得がいかず何らかの手続きを取りたいというご要望をいただくことがあります。

そのような場合、実際に相手方と交渉をしてみた感触からご依頼者様がご自身のお

気持ちの落ち着きどころと費用とを考慮されたうえで交渉や調停、裁判などをどこまで続けるかをお決めになりやすいのはタイムチャージではないかと考えています。

ご依頼者様からの契約の終了はいつでも可能ですし、契約終了日以降の費用は発生いたしません。

#### 上限設定はタイムチャージのみ

タイムチャージでのご契約では、タイムチャージ部分には上限額を設けておりますが、それ以外の部分には上限額はありません。

日当（弁護士が相手方との交渉場所、事故現場、警察署や検察庁、名古屋市外の裁判所などに行く場合の移動時間）、実費（裁判所に納める印紙代や交通費など）、手数料（書類の取寄せやコピーなど）、時間外加算（ご依頼者様のご要望で当事務所の業務時間外に作業を行う場合に通常の費用に加算してお支払いいただく20%の加算部分）は、タイムチャージとは別にご請求いたします。

#### 上限額の計算方法

当事務所におけるタイムチャージの上限額は、後にご説明する方法で計算した着手金・報酬金の合計額を基準にしております。

ただし、上限額の最低額は33万円とします。（※2）

刑事事件以外の一般民事事件や相続関係事件などの着手金・報酬金は経済的利益（※3）によって決まり、ご依頼者様の事案によって様々です。

契約時に経済的利益がはっきりしないような場合には、暫定的な上限額を110万円と定めて契約をいたします（刑事事件を除く）。

請求する金額、あるいは請求された金額から減額したい金額がある程度はっきりした時点で、その金額を経済的利益として改めて上限額の計算を行い、ご依頼者様とお話し合いのうえで上限額の更新を行います。

「費用が発生する業務内容」の項でご説明した「契約時と著しく状況が変わった場合」を除いて、上限額の変更は原則1回のみです。

（※2）

経済的利益が少額であっても、タイムチャージの上限額の最低額は33万円です。

（※3）

ご依頼いただく事件等を解決することでご依頼者様にどの程度の利益があるのか、ということを示す金額です。

請求したりされたりする対象が金銭であれば、その金額をもとに計算しますが、金銭以外が対象となる場合は、その価値がいくらくらいになるのか、金銭に換算して評価したうえで計算することになります。

この評価の方法には、(※1)の基準を用います。

(※1)の基準によると、経済的利益が不明な場合は800万円とみなして着手金・報酬金を計算するのですが、その場合の着手金・報酬金の合計額は約160万円となります。

当事務所では経済的利益を仮に約500万円とした場合の着手金・報酬金の合計額に相当する110万円を暫定的な上限額としております。

ただし、(※1)の基準では報酬金の計算をするときに用いる経済的利益は実際に得られた利益ですが、タイムチャージの上限額を計算する場合の報酬金相当額の計算には、請求したりされたりする金額がおおよそ決まった時点での利益の額を経済的利益としています。

経済的利益の計算はかなり複雑ですので、詳しくはご依頼者様の事件等の内容を伺ったうえでご説明いたします。

費用の説明に限り、無料で行っております。

起訴前の刑事事件の上限額は以下のとおりです。

基本料金	110万円
示談が必要な事件(※4)	相手方1名につき基本料金に16万5千円加算
早期釈放(※5)	66万円

被害者がおらず示談が不要な事件で、早期釈放を求めない場合、上限額は110万円です。

(※4)

被害者と示談をする必要がある場合、相手方1名につき16万5千円を基本料金に加算した金額を上限額とします。

刑事事件の中で示談をなさらない場合、相手方から民事事件として損害賠償請求事件が起こされる場合があります。

示談に関する業務には時間外に加算は行いません。

(※5)

早期釈放をご希望の場合、必要に応じて

・勾留請求をしない旨の上申

- ・ 検察官との面談, 電話による交渉
- ・ 勾留却下を求める上申
- ・ 裁判官との面談, 電話による交渉
- ・ 準抗告
- ・ 勾留の執行停止

等の各申立・請求事件等を行います。

【別紙2】「早期釈放のためにできること」をご参照ください。

基本料金とは別に 66 万円を上限としてお受けいたします。

釈放がなされるまでは 66 万円を上限として業務を行い、釈放後は基本料金（および示談に関する費用）を上限として業務を行います。

早期釈放に関する業務には時間外の加算は行いません。

起訴後の刑事事件の上限額（※6）は以下のとおりです。

起訴前から引続きのご依頼	66 万円を起訴前の刑事事件の上限額に加算
起訴後に新規のご依頼	132 万円
早期釈放（※7）	22 万円

（※6）

事案の重大性、予想される審理期間、共犯者、被害者の人数等を考慮して、ご依頼者様とご相談のうえ、上限額を変更する場合があります。

（※7）

早期釈放のために示談が必要となる場合には、相手方 1 名につき 16 万 5 千円を加算します。

起訴前から示談交渉を行っていた相手方に関しては、公判段階において引続き示談交渉をする場合でも上限額の追加はいたしません。

#### お支払い方法

お支払いの方法は、原則月ごと（起訴前の刑事事件については週ごと）に発生した費用を翌月（起訴前の刑事事件については、翌々週）に全額お支払いいただきますが、毎月のお支払いがご不安な場合には分割払いや月々のタイムチャージのお支払いを一定額にすることも可能です。

分割でのお支払いをご希望の場合は、当事務所では 1 回のお支払いは原則 20 万円以上でお願いしております。

分割払いをご利用いただく場合、事件終了時にお支払い残額がある場合には清算をお願いいたします。

分割手数料はいただきませんので、ご利用の際はお申し出ください。

その他クレジットカードをご利用いただく方法もございますが（当事務所では一括払いのみ可能です）、カード会社によっては「あとから分割」などの決済後の分割払いに対応していないこともあるようですので、ご利用になるカードの決済後の分割の可否や分割可能回数は事前にご自身でご確認ください。

ご請求ごとのお支払いが煩わしい場合には、任意の額をお預かりし、期限ごとに預り金から清算させていただくことも可能です。

いずれの場合でも、期限ごとに執務内容報告書兼請求書をお渡しし、内容をご確認いただいたうえでのお支払い（ご清算）となります。

## 着手金・報酬金の計算方法

### A一般民事事件，家事事件（離婚，夫婦関係円満調整以外）

着手金・報酬金は1件ごとに定めるものとします。（※8）

裁判上の事件は審級（第一審，控訴審，上告審）ごとに1件とします。裁判外の事件などは，依頼をお受けする際に取り決めた範囲のものを1件とします。

#### 着手金

経済的利益が300万円以下の場合	26万4千円
300万円を超え3000万円以下の場合	(経済的利益の5%+9万円) × 1.1
3000万円を超え3億円以下の場合	(経済的利益の3%+69万円) × 1.1
3億円を超える場合	(経済的利益の2%+369万円) × 1.1
等級認定に対する異議申立（※9）	22万円

着手金の最低額は26万4000円です。

#### （※8）

ご契約いただいた事件から引き続き次の手続をご依頼いただく場合，先のご契約の事件の処理状況に応じて後の事件の着手金を減額することがあります。

また，引き続きご依頼いただく場合には，先のご契約の事件の報酬金は発生しません。

#### （※9）

交通事故のうち，後遺障害等級認定（非該当を含む）に対する異議申立のための弁護士費用は，交通事故による損害賠償請求事件の弁護士費用とは別に頂きます。

異議申立を2回以上行う場合，2回目以降の着手金は6万6000円から11万円の範囲とします。

#### 報酬金

経済的利益が300万円以下の場合	経済的利益の16% × 1.1
300万円を超え3000万円以下の場合	(経済的利益の10%+18万円) × 1.1
3000万円を超え3億円以下の場合	(経済的利益の6%+138万円) × 1.1
3億円を超える場合	(経済的利益の4%+738万円) × 1.1
等級認定に対する異議申立（※10）	後遺障害慰謝料（赤い本）の2.2%

#### （※10）

後遺障害の等級認定を受けた場合，公益財団法人日弁連交通事故相談センター東京支

部発行の「民事交通事故訴訟 損害賠償額算定基準」（通称「赤い本」）におけるその等級に該当する後遺障害慰謝料の金額の2.2%とします。

## B 離婚・夫婦関係円満調整事件

### 着手金

(1)調停事件・紛争解決センター事件・交渉	33万円～55万円
(2)訴訟事件	44万円～66万円

財産分与、慰謝料などの財産についての取り決めをする場合には、Aの表を用いてその金額や財産の価格を基に計算した金額を(1)または(2)に加算します。

### 報酬金

(1)調停事件・紛争解決センター事件・交渉	33万円～55万円
(2)訴訟事件	44万円～66万円

財産分与、慰謝料などの財産についての取り決めをした場合には、Aの表を用いてその金額や財産の価格を基に計算した金額を(1)または(2)に加算します。

## C 刑事事件

### 着手金（被疑者・被告人の弁護の場合）

通常の事件	55万円以上
比較的簡易な事件（※11）	33万円～55万円

起訴前に受任した事件が起訴され引き続き起訴後の事件を受任する場合、起訴後の着手金をいただきます。詳しくはご相談の際にご説明いたします。

### 報酬金（被疑者・被告人の弁護の場合）

通常の事件	55万円以上
比較的簡易な事件（※11）	33万円～55万円

※いずれも事件の難易や成果の度合いを考慮のうえ、ご依頼者様との協議により決めます。詳しくはご相談の際にご説明いたします。

（※11）身柄拘束がされておらず釈放の手続きが必要ない在宅の事件や、被害者がおらず示談や被害弁償の必要がない事件で、対象となる事実が1、2件程度のもの。

## 保釈等

勾留請求をしない旨の上申・検察官との面談，勾留却下を求める上申・裁判官との面談，準抗告，保釈，勾留の執行停止等の各申立・請求事件等，被疑者・被告人の身柄拘束からの解放に関する手続の着手金及び報酬金はそれぞれ 11 万円以上 33 万円以下の範囲の額で弁護士とご依頼者様とが協議して決めるものとします。

## 告訴・告発等の場合

告訴，告発，検察審査会への申立，仮釈放，恩赦等の手続きについては，手続きの難易等を考慮して，着手金及び報酬金等をご依頼者様と協議の上で決めます。

なお，着手金は通常 33 万円以上です。

成功の結果（告訴，告発の受理）が得られた場合は，着手金と同額の報酬金をいただきます。